

令和 3 年 度

甘楽町各会計決算及び  
基金運用状況の審査意見書

一 般 会 計

国民健康保険事業特別会計

介護保険事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

公共下水道事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水 道 事 業 会 計

甘楽町監査委員

甘楽町長 茂原 莊 一 様

甘楽町監査委員 松 浦 彰 一



甘楽町監査委員 富 岡 朝 男



令和3年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の  
審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和3年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1 審査の対象

1. 一般会計及び特別会計歳入歳出決算
  - 令和3年度 甘楽町一般会計
  - 令和3年度 甘楽町国民健康保険事業特別会計
  - 令和3年度 甘楽町介護保険事業特別会計
  - 令和3年度 甘楽町農業集落排水事業特別会計
  - 令和3年度 甘楽町公共下水道事業特別会計
  - 令和3年度 甘楽町後期高齢者医療特別会計
2. 令和3年度 甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 実質収支に関する調書
4. 財産に関する調書
5. 各基金運用状況調書

## 第2 審査の期日

令和4年8月22日、23日、24日の3日間

## 第3 審査の手続

審査に当たっては、次の点に主眼を置いて実施した。

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書が関係法令に準拠して作成されているか。
2. 予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。
3. 決算及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符号するか。
4. 各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また、適正に運用されているか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

## 第4 審査の結果

1. 審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められた。
2. 各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、各会計の決算の概要と意見については、次に記述するとおりである。

## 第5 決算の概要

一般会計及び特別会計の決算概要は次のとおりである。

## 1. 一般会計（増減率は対前年度比）

### （1）収支の状況及び財政の推移

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額は70億4,102万8千円、歳出総額が66億7,271万7千円で、前年度と比較すると、歳入で6.5%、歳出では7.6%減少した。

翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億1,319万5千円であり、令和2年度実質収支額を減じた単年度収支は7,191万6千円の黒字であった。加えて、財政調整基金に3億44万3千円を積み立てた結果、実質単年度収支は3億7,235万9千円の黒字となった。

歳入のうち地方交付税では、算定経費に地域デジタル社会推進費が新たに追加されたほか、再算定により臨時経済対策費と臨時財政対策債償還基金費が追加されたため普通交付税が13.6%増となった。特別交付税を合わせた交付税総額は20億6,272万3千円となり、初めて20億円を超える大幅増となった。また、町税では、町民税が1.7%増となる一方で、固定資産税が4.9%減となり、町税全体では前年比1.6%の減収であった。徴収率は0.1%減少の97.3%となっている。国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対策として非課税世帯への臨時特別給付金事業や子育て世帯等臨時特別支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、保育所等整備交付金が増額したが、特別定額給付金事業の皆減により、9億8,198万7千円の大幅減となった。繰入金では、学校建築基金を認定こども園整備事業に繰入れたほか、ふるさとづくり基金の繰入れも増額したため、1億1,171万5千円の増となった。町債は、甘楽PAスマートIC整備事業により6,522万9千円の増となっている。

歳出は、新型コロナウイルス感染症対策で1人10万円を給付した特別定額給付金の皆減等により、総務費が10億808万4千円の減額となったものの、子育て世帯等臨時特別支援事業等により民生費が3億1,531万7千円の増、甘楽PAスマートIC整備事業、笹浦公園整備工事等により土木費が2億3,629万3千円の増、認定こども園建設事業費、学校施設整備工事費（小・中学校体育館空調設備）により教育費が3億4,687万4千円の増となっている。

財政の推移を前年度と比較すると、財政力指数は0.477から0.441へ低下し、財政の弾力性を示す経常収支比率は81.0%で4.5ポイン

ト減少した。また、臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模は、40億429万9千円となり、2億4,327万7千円増加した。実質公債費比率は前年より0.5ポイント減少し、7.6%となった。

町債の本年度末残高は53億4,904万8千円で、前年度より1億4,949万1千円増加した。

## (2) 財政運営の状況

### ① 歳入

歳入全体に占める依存財源と自主財源の割合は、前年度より依存財源の割合が減少し、それぞれ68.5%、31.5%であった。

なお、使途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる経常一般財源は、地方交付税、地方消費税交付金、地方特例交付金等の増加に伴い、前年度に比べ7.6%(2億7,268万2千円)増加している。

### ② 歳出

性質別の状況のうち、義務的経費では、非課税世帯への臨時特別給付金等の扶助費が44.9%増加したため、全体では前年比18.6%増加し、歳出全体に占める割合も35.8%に増加した。

投資的経費は、甘楽PAスマートIC整備事業や笹浦公園整備工事等により、21.7%増加となり、歳出に占める割合も21.2%で、5.1ポイントの増となった。

その他の経費は、新型コロナウイルス感染症対策事業や特別定額給付金事業の皆減により29.2%減少し、歳出に占める割合は42.9%で、13.1ポイントの減少となった。

本年度借入の町債は5億6,170万円で、累積借入金残高は、前年度末に比べて2.9%増の53億4,904万8千円となった。

## 2. 特別会計（増減率は対前年度比）

### (1) 国民健康保険事業特別会計

歳入決算額は15億5,887万7千円、歳出決算額が14億9,822万7千円で、歳入歳出差引額は6,065万円である。

前年度繰越金を差し引いた単年度収支は赤字となり、基金へ利子分の積立金1万円を加え、実質的な収支では、2,870万4千円の赤字であった。

歳入は、国保税の収納額が3億3,803万4千円で、2.8%減となり、現年分収納率は98.2%で1.0%改善された。

一般会計繰入金は8,435万6千円で、歳入総額に占める割合は5.4%で、前年度より0.3%減少している。また、基金からは、2,253万6千円を繰入れている。

歳出は、療養給付費と療養費で8億5,746万8千円となり、5.4%の増、歳出総額に占める割合は57.2%である。また、高額療養費は、1億2,942万3千円で、2.1%増加している。

## (2) 介護保険事業特別会計

歳入決算額は13億3,103万4千円、歳出決算額が12億4,909万9千円で、歳入歳出差引額は8,193万5千円である。

第1号被保険者保険料の現年分収納率は、99.8%で0.1ポイント増となり、滞納繰越分を含めた収納率は99.7%で0.3ポイント向上した。

歳出総額のうち、保険給付分は11億3,823万9千円で、これは歳出総額の91.1%にあたり前年度より2.1ポイント減となっている。

総合事業費分は、3,122万6千円、包括的支援事業・任意事業費は3,425万8千円であった。

## (3) 農業集落排水事業特別会計

歳入決算額は1億4,296万9千円、歳出決算額が1億4,241万1千円で、歳入歳出差引額は55万8千円である。

城南・上野地区の接続率(戸数)が97.0%、天引地区の接続率(戸数)は85.1%で公共下水道に編入となった。善慶寺・国峰地区の接続率(戸数)は79.2%であった。

3地区合計の処理場等の維持管理費は人件費も含めて5,184万3千円であり、町債の令和3年度末残高は5億1,084万6千円で、前年度より7,833万2千円の減となった。

## (4) 公共下水道事業特別会計

歳入決算額は5億2,273万円、歳出決算額が5億2,204万4千円、歳入歳出差引額は68万6千円である。

事業費の主なものは、維持管理費として8,353万8千円、県央処理場維持管理負担金が4,279万3千円、建設費として汚水整備事業費1億7,628万3千円及び流域下水道建設費負担金284万7千円、元金・利子償還金の2億641万5千円であった。

認可面積は、令和3年3月31日に変更認可により11ha縮小し、516haで、整備の状況は、福島地区0.4haと天引地区36.0ha（農業落集排水編入分）が加わり、供用区域は471.2ha、年度末における整備率は91.3%、汚水管路の延長は91,025mとなった。

町債の令和3年度末残高は22億4,766万5千円で、前年度より6,077万3千円減少している。

#### (5) 後期高齢者医療特別会計

歳入決算額は1億5,251万8千円、歳出決算額が1億4,971万5千円で、歳入歳出差引額は280万3千円である。歳入の主なものは保険料が1億601万3千円、一般会計繰入金が4,484万円で、保険料収納率は99.9%であり、前年度より0.1%改善した。

医療費の状況は、保険給付費が14億2,173万1千円、給付件数で4万8,047件、1件当たり平均は約2万9千6百円である。

前年度と比較すると、保険給付費は4.7%増となっている。

### 第6 財政健全化判断比率の状況について

一般会計及び特別会計の各会計は、いずれも実質収支が黒字であり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率には該当がなく、健全財政であると認められた。

### 第7 審査における意見等

#### 1. 一般会計

##### (1) 歳入について

町税の収納状況は、収納率が97.3%と昨年よりも0.1%低下したが、収入未済額は減少しているため、収納対策に成果が認められる。

しかし、今後も、悪質な滞納者に対しては、法的措置を講ずるなど、滞納金額の減少、収納率の向上に引き続き努力をお願いする。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査のうえ、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望する。

町債の発行は、安全・安心なまちづくりなどに必要な財源であるが、後年度の住民に負担を強いることのないよう、また、将来の安定的な財政運営のためにも、計画的な活用をお願いする。

## (2) 歳出について

予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められる。新型コロナウイルス感染症対策に伴う歳出についても適切に処理されていた。

今後も引き続き、社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化・効率化を図り、費用対効果を考慮のうえ、補助事業の見直しにも積極的に取り組まれることをお願いしたい。

## 2. 特別会計（増減率は対前年度比）

### (1) 国民健康保険事業特別会計

今年度も実質収支が赤字となり、被保険者一人当たりの保険給付費や高額療養費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想される。

歳入では、国保税現年分の収納率が改善されたものの、収納額全体では、被保険者数の減により減少している。今後も、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望する。

また、バランスの取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に務めるようお願いしたい。

### (2) 介護保険事業特別会計

65歳以上の人口に占める、要介護者の認定率は13.3%で、前年より0.4ポイント下がり、引き続き県平均の17.4%と比較して低く保たれていることは、予防・支援事業の成果と認められる。

要介護高齢者等が、可能な限り住みなれた地域で安心してらせるよう、適切なサービスの供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き制度の充実と併せて介護保険財政の健全化を望むものである。

### (3) 農業集落排水事業特別会計



汚水処理施設は、城南・上野地区が28年、善慶寺・国峰地区が18年経過により老朽化しているため、今後も、機能保全のため、施設の改修・更新等が必要と見込まれる。事業化にあたっては財政を考慮した計画的な執行をお願いしたい。一方で、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切り替えについても引き続き実施されたい。

また、本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう、啓発を要望する。

#### (4) 公共下水道事業特別会計

平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて維持管理経費の増加が見込まれる。

建設に当っては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いしたい。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう、継続的に啓発を要望する。

#### (5) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは保険料と一般会計繰入金である。

保険料収納率は、前年度より0.1%向上し、99.9%と高水準であり、収納対策の努力がうかがえた。

歳出の98.7%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められる。

#### (6) むすびに

審査いたしました、一般会計並びに各特別会計は予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、新型コロナウイルス感染症関連でも適切に対応し、健全財政に努力されたことが認められる。

今後も限られた財源のなかで、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意と工夫をもって予算執行をしていただきたい。特に令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の動向に引き続き注意を払いながら、新たに策定された「いきいきかんらプラン 第6次総合計画」に沿って、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見とする。

甘監発第 7 号

令和4年8月25日

甘楽町長 茂原 荘 一 様

甘楽町監査委員 松 浦 彰 一



甘楽町監査委員 富 岡 朝 男



### 令和3年度甘楽町水道事業会計決算審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、令和3年度甘楽町水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

#### 第1 審査の対象

1. 令和3年度甘楽町水道事業会計決算
2. 現金・預金通帳の残高

#### 第2 審査の期日

令和4年 7月25日（月）

#### 第3 審査の方法

1. 町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等の各調書が法令に準拠して作成されているか。
2. 財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。

3. 決算書及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符号するか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

#### 第4 審査の結果

1. 審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されていた。
2. 計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って適正に執行がなされていることが認められた。

#### 第5 決算の概要

##### (1) 決算の状況について

令和3年度の収益的収入の決算額は、227,990千円で、対前年度比5.10%の減少であり、その要因は、給水収益の減少となっている。

収益的支出の決算額は、225,502千円で、対前年度比7.56%増加している。主な費用は、修繕費8,066千円、固定資産減価償却費120,950千円、企業債利息11,685千円、動力費6,028千円、薬品費6,356千円、人件費33,396千円で、総収支比率は、101.10%であり、当年度の純利益2,488千円となり、対前年度比28,094千円の減少となっている。

資本的収入の決算額は、446,586千円で、企業債の借入金等の増額により対前年度比で126,949千円の増となっている。

資本的支出の決算額は、610,534千円で対前年度比25.45%増加した。内訳は、建設改良費が541,896千円で前年度より118,663千円の増加となり、企業債償還金については、68,638千円で前年度より5,180千円増加している。

企業債の年度末残高は53件で、1,551,913千円となり、前年度より376,362千円の増加であった。

資本的収入額が資本的支出額に対して163,948千円不足になって

いるが、この不足額は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び過年度消費税・地方消費税資本的収支調整額で補てんを行っている。

## (2) 主要事項について

本年度末の給水人口は、1万2,648人で、前年度より137人減少した。

年間有収水量は、164万3,752 $\text{m}^3$ で、対前年度比0.33%減少した。なお、有収率は、81.52%で、対前年比5.35%の増加となっており、漏水調査等により発見された漏水箇所の改修により有収率が改善したことが認められる。今後も有収率の低い配水系統で重点的に漏水防止対策等を図る必要がある。

建設工事の主なものは、継続費事業の白倉浄水場の大規模改修事業、下水道関連事業及び単独事業にて国や県が行う道路改良工事に合わせて配水管布設(替)工事を行うとともに、老朽管更新工事等を実施した。

また、安全で良質な水の安定供給のために、各浄水場並びに水源の維持管理等を実施し、それぞれ適正に執行されていた。

## 第6 資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、公営企業会計に係る資金不足比率を算定したところ、実質黒字のため該当が無く、健全財政であると認められる。

## 第7 審査における意見等

- (1) 有収率は、上水道及び簡易水道の合計では、前年度より改善されているが、引き続き漏水防止対策を強化し、有収率の向上をお願いしたい。
- (2) 水道料金の滞納額は増加した。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う納付猶予を十分考慮したうえで、健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望する。
- (3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いする。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願いたい。

むすびに、今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、意見とする。